

平成27年3月10日

三重県知事 鈴木英敬 様

三重県入札等監視委員会
委員長 林 拙郎

再苦情申立てに対する意見書

三重県入札等監視委員会は、平成27年1月20日付けで審議依頼のありました下記の再苦情申立てについて、三重県入札等監視委員会運営要領に基づき再苦情処理会議を開催し、審議を行いました。

その結果について、本意見書により報告します。

記

1 審議対象工事名

一級河川馬野川H26国災第423号河川災害復旧工事他

2 委員会の意見

以下4の理由により再苦情申立ては認められないと判断します。

3 再苦情申立ての経緯及び論点

- (1) 本件は、平成26年12月25日付けの「競争参加無資格確認通知書（以下「無資格通知書」という。）」に対して、同月26日付けの「不服申立て書」により苦情申立てがなされ、この件に関して発注機関は、平成27年1月8日付け「競争参加資格がないと認めた理由の説明要求に対する回答書（以下「苦情回答書」という。）」の送付を行い、この「苦情回答書」に対して、同月20日付けの「再苦情申立書」が提出されたことによるものである。

本委員会は、この一連の苦情に関して審議を行った。

- (2) 本件再苦情申立てに先立つ苦情申立ての概要は次のとおりである。

ア 「無資格通知書」は、「競争参加資格の有無」の項目にて「無」とし、「理由又は条件」において「事後審査の結果、配置予定の主任技術者等の同種工事の施工実績が確認できないため」としている。

イ この「無資格通知書」に対し、「不服申立て書」の論点は、①「コリンズ竣工登録工事カルテ受領書において、配置予定の技術者以外の者が配置された記述はなく、工期の全期間に従事していたことが明らかであるのに

競争参加無資格と判断したこと。」、②「発注機関が通知した無資格理由が事実と一致していないこと。」の2点である。

ウ この「不服申立て書」に対し、発注機関の「苦情回答書」は、提出された書類では配置予定の技術者が実績工事に確実に従事していたことが確認できなかったことを理由に競争参加資格がないとしている。

(3) 本件再苦情申立ての概要は次のとおりである。

ア 発注機関の「苦情回答書」に対し、「配置予定の主任技術者等の同種工事の実績が確認できないため」を理由として、申立者に競争参加資格がないと通知し、当該工事の落札者と認定しなかったことを不服として再苦情申立てがなされた。

イ 「再苦情申立て書」の論点は、「提出した書類で配置予定の技術者が工期の全期間に従事していたことが推測できるところ、合理的な推測をすることなく競争参加無資格と決定したことは、裁量を逸脱している。」である。

4 判断理由

(1) 「不服申立て書」論点①「コリズ竣工登録工事カルテ受領書において、配置予定の技術者以外の者が配置された記述はなく、工期の全期間に従事していたことが明らかであるのに競争参加無資格と判断したこと。」について

発注機関の競争参加資格要件の確認にあたっては、公平性、公正性を確保するために、慎重かつ確実に審査する必要がある。

今回、コリズ竣工登録工事カルテ受領書において、配置予定の技術者以外の者が配置された記述はなかったが、「工期 2005 年 11 月 11 日～2006 年 06 月 30 日」という記述と、一方に「従事期間 2005 年 11 月 11 日～2006 年 3 月 24 日」という記述がある。よって工期と主任技術者等の従事期間が異なることになり、この記述が誤りであることを証明できる書類の提出がなければ、公平性、公正性の確保の観点から、工期の全期間に従事していたことが明らかであるとは判断し難い。

このことから、提出された書類では公告で規定している配置予定の技術者の実績工事における従事期間を確実に従事していたことが確認できなかったと発注機関が判断したことに、問題は認められない。

(2) 「不服申立て書」論点②「発注機関が通知した無資格理由が事実と一致していないこと。」について

「不服申立て書」にあるように、「コリズの竣工登録の際の入力ミス」であって、コリズ竣工登録工事カルテ受領書の登録内容が工事関係書類の廃棄で訂正できないという事由があるとしても、発注機関が競争参加資格要件を満たさないとした判断理由は、提出された書類だけでは公告で規定している配置予定の技術者の実績工事における従事期間を確実に従事していたことが確認できなかったというものであるから、配置予定の主任技術者等の

同種工事の施工実績が確認できないとした発注機関の無資格理由に問題は認められない。

(3) 「再苦情申立書」論点「提出した書類で配置予定の技術者が工期の全期間を従事していたことが推測できるところ、合理的な推測をすることなく競争参加無資格と決定したことは、裁量を逸脱している。」について

発注機関の競争参加資格要件の確認において、提出された書類に記述された内容だけでなく、提出された書類からの推測による判断を認めると、発注機関の確認審査に公平性、公正性を欠く恐れがある。

このことから、発注機関が、提出された書類から配置予定の技術者が工期の全期間を従事していたことを推測で判断するのではなく、提出された書類に記述された内容によって、慎重かつ確実に競争参加資格要件を確認して判断したことは、公平性、公正性の確保の観点から、問題は認められず、合理的な推測をすることなく競争参加無資格の決定をしたことが裁量を逸脱しているとはいえない。